

# 平成23年度第4回 文京区景観審議会会議録

日時：平成24年3月27日（火）

午後2：30～4：42

場所：文京シビックセンター24階

区議会第1委員会室

文京区都市計画部計画調整課

○事務局 それでは定刻となりましたので、平成23年度第4回文京区景観審議会を始めさせていただきます。

本日はお忙しいところ、ご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

私は審議会の事務局を担当しております都市計画部計画調整課景観担当主査の有坂と申します。本来であれば、計画調整課長の中村が司会を務めるところですが、弔事のため、私が代わりを務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

まずはじめに、お手元の資料を確認させていただきます。あらかじめお送りしているとおり、次第から始まりまして、座席表、委員名簿、資料第1号、参考資料第1号から第6号となっております。お持ちでない方は、事務局に予備がございますので、お知らせください。よろしいでしょうか。

次に、委員の出欠につきましてご報告いたします。藤田委員、八木幹事、中村幹事が欠席でございます。また、伊藤委員が途中で退席なさるとのことでございます。よろしくお願いいたします。

会場のマイクの使用法でございますが、お手元のスイッチを押してからご発言いただき、終了いたしましたらスイッチをお切りいただきたいと思います。

それでは、お手元の次第により進めさせていただきます。はじめに岸田会長からごあいさつをいただきたいと思います。

岸田会長、よろしくお願いいたします。

○岸田会長 皆さん、こんにちは。今年度最後の審議会ですが、よろしくお願いいたします。

それではこれより審議を始めたいと思います。今、14時半を少し回ったところですが、16時半くらいを目途に議事を進行したいと思いますので、ご協力ください。

本日の議題は、次第にありますとおり、文京区景観計画（骨子）について議論するものです。この景観計画（骨子）については、前回の審議会で示された骨子（案）から修正された箇所がございます。

はじめに、修正の経緯の確認も含めて、事務局から資料の説明をお願いできますでしょうか。

○事務局 はい。まず今回の骨子作成に至る経緯でございますが、昨年12月13日に開催いたしました第3回景観審議会でご了承いただきました骨子（案）について、12月15日から12月22日まで、区内5箇所での区民説明会の開催、また、12月15

日から本年1月16日まで、パブリックコメントを実施いたしました。区民説明会及びパブリックコメントでのご意見を反映させた骨子について、2月10日に景観計画検討庁内連絡会の開催、また、3月5日に、清水委員に委員長となっていていただきまして、景観計画検討委員会においてご議論いただきまして、それぞれのご意見を反映させたものが、今回お示ししております資料第1号「文京区景観計画（骨子）」でございます。表紙の下段にございますとおり、前回お示しした骨子（案）と比較し、加筆・変更した部分をアンダーラインで示し、削除した部分を2重線でお示ししております。また、反映したご意見の出处として、景観審議会、パブリックコメントなどについての凡例をお示ししております。

それでは1ページをご覧ください。「はじめに」の下線部分については、パブリックコメント等が出されました「景観の目標は住民の豊かな楽しい暮らしを実現することである」や、「人々にどのような暮らしをして欲しいのかという思いを掲げるべき」といったご意見を踏まえ、修正しております。また、図は-1「景観とは」では、前回の景観審議会で「いきなり全部文章で始まるが、少しビジュアルを入れるなどの工夫ができれば良いと思う」というご意見があったことから、区が目指す景観をイメージできる図を検討していきます。

次に2ページをご覧ください。「(3) 景観行政団体への移行の意義」の①では、モデル地区を選定することが意義であると捉えられる表現であったことから、下線のとおり修正しております。

次に5ページをご覧ください。ここでは、文京区の景観特性についての記述で始まっておりましたが、検討委員会で「地形は文京区の重要な要素である」とか「地勢的な観点で文京区全体の地形を分析しているようなものがあればよい」や「坂をどう捉えるかというときに、視覚的なことだけではなく、なぜ緩やかな坂と急な坂ができるのかなど、自然の地勢を分析しないと分からない」「斜面地がどうしてできたかというところまで遡って考えるかどうかは議論がある。江戸時代に現在の区の骨格ができ、住宅地となったということなので、江戸時代辺りまでの期間で良いのではないか」という様々なご意見がございました。

第1章に、区の地形の成り立ちについて、景観の特徴を含めて記述し、都市マスタープランに掲載している図を追加しております。また、素案の作成時に、より詳細な図を資料編の中に追加することを検討していきます。

次に6ページをご覧ください。「文京区の景観特性」のところでは、景観審議会では「骨格というのは、ひだ状に高い台地と谷があるということではないか」「骨格というと中心的なものイメージする」また「明確に“神田川、幹線道路などを骨格として”と説明したほうが分かりやすい」といったご意見があったことから、景観計画で位置付ける「骨格」については、幹線道路と神田川であることを明確に表現することとしました。

次に「(5) 拠点」のところでは、骨子(案)では「拠点」の中に「拠点」という項目があったり、また、もう1つの項目である「特徴的なまちかど」に例示している要素が、その「拠点」の地区内に含まれていたり、内容を整理する必要があることから、ここでは、都市マスタープランの地域拠点と生活拠点と同様の位置付けをすることとし、拠点における賑わいや活力という視点に着目し、修正しております。

また、8ページの「景観形成上の課題」では、擁壁の圧迫感について、「擁壁は坂道等では現れるものである。圧迫感とは危険性を意味しているように捉えられる」といったご意見がありましたので、「単調で表情のない仕上げ」というように、圧迫感の意味するところを具体的に表現しております。

次に12ページをご覧ください。「歴史・文化に培われた風格ある住宅地」の特徴として挙げた「外壁や外構の工夫によるまち並みの調和」のところでは、1軒ごとの住宅の景観に対する工夫についての内容を記載していましたが、複数の住宅が調和してまち並みとして見たときの良好な景観形成という観点からの表現に修正し、地区の例として西片のまち並みをお示ししております。また、「景観形成上の課題」のところでは、ハウスメーカーの建て売り住宅など、多種多様な建物すべてが統一感のあるまち並みを形成していない訳ではなく、建物の外壁や外構を工夫している箇所もあることから、下線部を追加しております。

次に13ページをご覧ください。ここでは「江戸時代の町割りを引き継ぐ下町」という表題としていましたが、「下町」については、都市マスタープランと整合させて「下町風情」という表現を用いることとし、表題も「下町風情あるまち」と修正しております。また、特徴として挙げているところでは、路地とはいえ公共の道路にはみ出して置かれている鉢植えなどを容認していると受け取られる表現や写真でありましたので、記述内容と写真を修正しております。

次に14ページをご覧ください。「地場産業が集積したまち」では、ここでも道路上

に作業資材等が置かれている状態、道路管理上適切ではないことを容認しているかのような表現や、また、規模の大きな集合住宅は地場産業のまち並みに配慮するという内容の記載となっていました。規模の大きな建物については、地場産業が集積したまちに限ったことではなく、全域的な課題であるため、内容を削除するとともに、修文しております。

次に18ページをご覧ください。6ページで説明いたしました骨格については、表題を「都市の骨格をつくる軸」から「都市の骨格を形成する幹線道路と神田川」と記述し、幹線道路と神田川のそれぞれについて、景観の特徴をリード文として追加しております。

次に19ページをご覧ください。検討委員会では「幹線道路と比較して神田川についての記述が少ない」「水に関することや地形を感じさせることについての記述があったほうがよい」などのご意見があったことから、「潤いや安らぎを感じさせる水と緑」として、切り立った護岸という構造から親水性の確保は困難なもの、川沿いの遊歩道があるところでは、水と緑が相まって憩いの空間となっていること、続いて20ページでは、桜並木が整備され、多くの花見客で賑わう箇所もあり、潤いと安らぎを与える景観となっているとまとめております。また、その下の「景観形成の課題」では、骨子（案）では「親水性に欠ける護岸」として、「川岸を歩けるような遊歩道もなく、川の存在を身近に感じられない」という表現でありましたが、現実的に建物が建ち並び、歩道を設置できない場所もあることから、内容を整理して、川沿いの緑が少ない箇所については、潤いを感じられるような工夫が必要であるというように修正しております。

次に21ページ「(5) 拠点」では、先ほど説明いたしましたとおり、地域拠点と生活拠点における様々な機能の集積による活力や賑わいのある景観について、リード文を修正しております。

次に29ページをご覧ください。「(3) 景観づくりの基本方針」のところでは、現行の景観基本計画を引き継ぐという考え方から、骨子（案）では基本方針1から5についても同様の構成としておりましたが、この基本方針5は区内すべての地域に共通する方針として位置付けられていることから、前回の基本方針5を基本方針8とし、今回新たに盛り込んだ景観特性を生かした景観づくりの基本方針の6から8について、ひとつずつ繰り上げております。また、基本方針4の「骨格」及び基本方針5の「拠点」については、先ほど説明いたしました内容を踏まえて修文しております。

次に30ページでは、基本方針1の③ですが、表題にあった「擁壁」だけではネガテ

イブなイメージが含まれるといったことから、文中にある「石積擁壁」に合わせて修文しております。

次に、ページが飛びますが、37ページをご覧ください。基本方針8については、どのようなまち並みを目指していくのか、また、公共空間から見える部分は景観形成に重要な役割を担っているなど、良好な景観づくりに当たって区内全域で配慮すべきことについての基本的な内容となることから、見直しをしております。そこで、景観づくりを実現させるための目標として、「地域に愛着や誇りを持てる環境を整える」とし、新たに①「地域の個性を尊重し、愛着や誇りを持てる環境を整える」、②「調和のとれた市街地景観をつくる」、③「道行く人が心地良さを感じる空間をつくる」という対応策を追加しております。①については、「はじめに」のところにも記載しておりますが、文京区が目指す景観につながっていくものです。②については、ネガティブチェックという意味合いで、まちの景観を損なうものを取り除く、または、隠すといった考え方でまとめております。また、③につきましても、②を踏まえた上で、さらに良好な景観形成を図っていくことが大切であるという位置付けとしております。

次に見え消しの①については、寺社の斜面緑地や小石川後樂園の池や湧水の保全・継承と、これらとの調和による景観形成を進めていくといった内容になっていることから、31ページの基本方針2「歴史あるまちの記憶を呼び起こす景観を大切にする」の⑤として追加しております。

次に見え消しの②については、電線の地中化や放置自転車対策は、取り除く、または、隠すといった内容となるため、基本方針8の②に記載しております。

次に見え消しの③については、「屋外広告物や看板などの言葉は基本方針としては瑣末な印象を受ける」といったご意見もあったことから、基本方針8の②の中で「まちの景観を雑然としたもの」という記述でまとめております。

次に、38ページの見え消しの④については、幹線道路の空間づくりについての記述ですが、現行の景観基本計画策定時には、彫刻、ベンチ、街路灯などのストリートファニチャーはまちを演出するツールとして紹介されておりましたが、ここではそれにとらわれず、良好な景観形成に貢献するものであれば認めていくということから、削除しております。また、公開空地の設置や壁面のセットバックについても、今後、景観形成基準において記述すべき内容であることから削除しております。ただし、幹線道路沿いの植栽については、33ページの基本方針4の①「幹線道路の性格に対応した快適で潤い

のある街路景観を創出する」に盛り込んでおります。

次に32ページをご覧ください。②では「下町」を「下町風情」に修正し、緑や格子といった路地空間を生かしている要素を記述しております。また、③の「寺社と結びついたまちの趣を大切にする」というところでは、本駒込や向丘の寺町としての特徴的なまちのまとまりについて、記述を追加しております。

次に34ページでは、基本方針5に「拠点」としての活力や賑わいについて、記述を追加しております。

次に36ページをご覧ください。基本方針7の人々の活動や営みの姿、アクティビティといったところでは、①「人々が交流できる空間を創出する」、②「生活感が感じられ、生き生きとしたまち並みをつくる」として、住宅地の通りに面したスペースを緑化することにより、まちに潤いを与え、通りを歩く人の心を和ませたり、そこに交流が生まれるきっかけになったりするなど、生き生きとしたまち並みにつながることを追加しております。

次に40ページをご覧ください。ここでは、検討委員会で「景観特性があり、基本方針があり、そして景観形成基準になっていく流れを分かりやすく」といったご意見や、「景観計画の流れが、途中でビジュアル的なものがなくなるので分かりにくい」といったご意見があったことから、これらの関係について図示しております。この中で、基本方針7の人々の活動と、基本方針8の地域への愛着や誇りについては、区内全域に見られる特性であることから「一般基準」へ矢印が行き、また、景観特性である「地形」から「緑」については、今後、具体的に基準の検討を進めていく際に、一般基準の内容に対応するものも出てくると想定されることから、ここでは幅を持たせ、基本方針1から6までを点線で囲み、「一般基準」へ矢印を示しております。それから、「地区限定基準」として、東京都から引き継ぐ「神田川景観基本軸基準」と「文化財庭園等景観形成特別地区基準」について、景観特性との関係を示しております。

次に41ページをご覧ください。ここでは37ページの基本方針8と対応させるように、3つの景観形成の方向性をお示ししています。方向性の3番目の「心地良い空間をつくる」は、基本方針8の③「道行く人が心地良さを感じる空間をつくる」を受けて、記述しております。また、検討委員会では「「景観形成の方向性」と「配慮すべき事項」に示された内容の落差をつなぐ中間的な文言があったほうが良い」というご意見がありましたので、「配慮すべき事項」の中に、道路等の公共空間から見える部分について

ては、良好な景観をつくる上で重要な役割を担っているものであること、また、計画地周辺の歴史や文化など、まち並みの状況を十分捉え、景観形成の方向性を踏まえた上で計画することが必要不可欠であるという記述を追加しております。

次に45ページをご覧ください。図3-4「基準の構成を表すイメージ図」では、検討委員会で「景観特性基準が1枚の図で表現されているが、6つに分けて表現するのはどうか」というご意見がありましたので、景観特性基準は6つあり、それぞれが一般基準に重なり合って文京区の景観を形成していくという、景観形成基準の全体像が分かるように、概念図を修正しております。

資料第1号については、以上でございます。

次に、参考資料第1号「平成23年度第3回文京区景観審議会での主な意見と対応について」をご覧ください。景観審議会での主な意見を左側に、その右側に意見に対する対応をまとめております。先ほど説明いたしました景観計画（骨子）に反映したご意見については、骨子のページ数を記載しております。内容につきましては、順次ご覧ください。

次に参考資料第2号「（仮称）文京区景観計画骨子（案）のパブリックコメント等の結果について」をご覧ください。1枚めくって、2ページ目をご覧ください。パブリックコメントについては、昨年12月15日から本年1月16日までの1か月間実施いたしました。意見提出者が10名で、意見数が20件ございました。

3ページから13ページにかけて、意見の原文と、それに対する区の考え方についてまとめております。

次に、区民説明会については、昨年12月15日から12月22日まで、5地区において開催し、参加者数が36名、意見・質問数が75件ございました。14ページの駒込地域活動センターから28ページのアカデミー文京まで、会場ごとに意見・質問と、それに対する区の考え方をまとめております。

パブリックコメントと区民説明会での意見・質問をまとめますと、全体で95件、その内訳としては、規制誘導が17件で17.9%、建物の高さが10件で10.5%、景観形成重点地区が9件で9.5%、景観特性が8件で8.4%となっており、この上位4項目で46.3%となっております。内容につきましては、順次ご覧ください。

次に参考資料第3号「第3回景観計画検討庁内連絡会での主な意見と対応について」をご覧ください。庁内連絡会での主な意見を左側に、その右側に意見に対する対応をま

とめております。こちらも、景観計画（骨子）に反映したご意見については、骨子のページ数を記載しております。内容につきましては、順次ご覧ください。

次に参考資料第4号「第3回文京区景観計画検討委員会での主な意見と対応について」をご覧ください。検討委員会での主な意見を左側に、その右側に意見に対する対応をまとめております。こちらも景観計画（骨子）に反映したご意見については、骨子のページ数を記載しております。内容につきましては、順次ご覧ください。

次に参考資料第5号「景観形成重点地区の選定の結果等について」をご覧ください。まず「選定の結果」ですが、景観形成重点地区につきましては、第2回検討委員会で客観的な選定指標に基づき、12の候補地区から3つの候補地区を選定いただきました。そして、その後開催された第3回景観審議会でご審議いただき、モデル地区として1地区、根津の「下町風情が色濃く残る住宅地」を選定いただきました。今後、地区住民との協働により、下町らしいまち並みに調和する建築物等となるよう規制・誘導するための景観形成基準を検討していきます。

次に「地区の範囲」につきましては、平成22年3月に策定された「根津駅周辺地区まちづくり基本計画」に位置付けられている「低中層住宅・商業共存エリア」及び「低中層住宅エリア」ということで、裏面2ページの地図の網かけの部分でお示ししている3つの町会と2つの商店会が対象となっております。

「進め方」でございますが、これまで関係する町会や商店会、また、根津弥生七ヶ町連合会に対して、事前の説明と意見交換を行いました。さらに、3月9日金曜日と翌10日土曜日に地区住民を対象とした説明会を開催しております。4月以降については、ワークショップを開催し、具体的な基準等の検討を進めてまいりたいと考えております。

最後になりますが、参考資料第6号「（仮称）根津景観形成重点地区住民説明会の結果について」をご覧ください。まず「開催概要」ですが、目的として平成24年度から、地区住民との協働による景観づくりを進めるため、根津景観形成重点地区の選定の経緯や今後の進め方などについて説明会を開催し、意見交換を行いました。

次に開催状況ですが、対象地区内に居住または営業されている方を対象に、3月9日金曜日と10日土曜日に不忍通りふれあい館において開催し、合計34名の参加がありました。説明会でいただいた意見・質問を左側に、その右側に意見に対する対応をまとめております。内容につきましては、順次ご覧ください。

配付資料の説明は以上でございます。

**○岸田会長** ありがとうございます。かなり長い文章を全体にわたってご説明いただきましたが、今日は骨子をまとめる方向で議論していただきたいと思います。この景観計画（骨子）については、前回の審議会後に、今、ご説明がありましたように、パブリックコメントと区民説明会のご意見を反映させたものを、清水委員が委員長を務められている検討委員会と区職員で構成される庁内連絡会でご議論いただいて、おまとめいただいたものです。

まず、検討委員会は今申し上げたように、清水委員に取りまとめをしていただいている訳ですが、清水委員から骨子について、検討委員会での検討の経緯あるいは結果などについて、ご説明いただければと思います。

**○清水委員** それでは簡単に説明させていただきます。参考資料第4号が検討委員会での議論の内容になりますけれども、概略を申すことにしますが、まず全体的にまとめられているものが、概念的な部分があったり、具体的な部分があったりというのが入りまじっている印象があって、これをもう少し整理して欲しいという要望があります。それと同じように、同じような内容が何度も出てくる部分があるというのも少し見られる。ここでの流れは、景観特性があって、そこで基本方針があって、そして景観形成基準をつくるという3つの流れを踏んでいきますから、それがはっきり分かるような形にして欲しいということです。

先回の委員会では、地形について非常にいろいろな意見が出まして、と言いますのは、今回、景観形成基準ということになりますと、坂道基準ということに地形がなくなってしまっている訳です。ですから、坂道だけに地形を語っていいのかということがあります。坂道基準ということは、道に沿った部分ということになりますので、例えば道から入った部分になると、あまりそれがないということがあった訳です。中に入った部分については、文京区全体の一般基準のほうに盛り込むべきではないのかということになっております。具体的に斜面だとか地形が議論の中心になったのは、文京区はご存じのとおり坂が非常に多いと。これは単純な、簡単な話ではなくて、一般的にもいわれていますけれども、人が住み始めたころ、かなり昔です、極端に言えば縄文時代になりますけれども、なぜそういうところに、どういうところに人の営みが始まったのかということから、景観ということも考えていくべきなのではないかということです。それに関して、先ほど事務局からも説明がありましたけれども、逆に今の区につくられ始めたという江戸時代から考えればいいのではないかという意見もありましたけれども、このヒダのよ

うになっている地形が、おそらく文京区の特徴といたしますか、これはもしかしたら、東京がみんなそうなのかもしれないですけども、そうすると、その地形についてどういう内容に、坂道基準だけでいいのかということが議論になったということです。ですから、これは先回の委員会だけではとてもまとまるような話にはどうもなりそうになくて、今回は骨子をつくるということでいきますけれども、継続して地形をどう捉えていくのかというのは議論していくことになると思います。

あと、45ページの景観形成基準の構成のイメージ図が、今、一応これがありますけれども、これも若干変わる可能性があるということです。今は坂道基準が景観特性基準の中の1つの項目にしかありませんけれども、場合によってはこれがもう少し大きな扱いになる可能性もあるということです。

活発な議論になったものですから、そこで先回は終わって、今後、継続していこうということになっています。

以上です。

**○岸田会長** ありがとうございます。

同じく、検討委員会副委員長であります伊藤委員から何か補足がありましたら、お願いいたします。

**○伊藤委員** 基本的には、今、清水委員がご説明いただいたとおりなのですが、縄文まで遡るかどうかは別として、そもそもどうしてそういったところまで話をしたほうがいいということになっているかということ、多分、景観というのが単に目に見えている表面の部分だけではないという、生活まで含めてということが最初に制限されていますけれども、そのことと実際の形態とをちゃんと結びつけて考えられる、それが伝わるというのではないかということだと思います。

前回の景観審議会では、骨格の部分で、岡村委員でしたか、ご意見があったと思いますが、それについても、今回5ページに新たな図を足していただきましたが、骨格といっているものがいかに地形の上に実際の生活の骨格として表れているのかという部分が、例えばこういった部分も含めてですが、うまく伝わるというということ。さらには、それが基準になっていくべきではないかということ、そういった意見が出たものと捉えております。

補足です。

**○岸田会長** ありがとうございます。

前回と引き続いて議論していく訳なのですが、今のご意見を踏まえて、この骨子についてご意見あるいはご質問などがございましたら、お願いいたしたいと思います。

岡村委員、どうぞ。

**○岡村委員** はじめに、会長にもしご了解いただければ、今日、資料の中には古い文京区の地図がどこにも入っておりませんで、話をする上で、明治18年の地図を用意してきましたけれども、これを皆様に配ることをご了承いただければ配っていただきたいと思うのですが。

**○岸田会長** 部数はありますか。

**○岡村委員** 26部ぐらい用意したのですけれども、どうでしょうか。

**○岸田会長** 是非、参考資料ということでお願いいたします。

**○岡村委員** それでは時間がありませんので、発言を始めさせていただきます。

幾つか、せっかくまとまっていくところで違う意見を挟むかもしれませんが、あくまでもよくしたいという思いで話しておりますので、ご理解いただきたいと思いますが、私、審議会でも発言しましたが、パブリックコメントのところでも幾つか質問をいたしました。基本的には丁寧にお答えいただいているのですが、やはり質問の趣旨とどうしても意見が違ふと、お答えいただければそれで結構なのですけれども、理解していただけないというのはあるので、補足させてください。

参考資料第2号6ページの「8 スケジュール・進め方」という項目で、私、何回かアンケート調査をなぜしないのですかということ在地元の説明会でも聞いておりますが、お答えの中には、要するにパブリックコメントや区民説明会を行うからそれがなくいいように読めるのですけれども、やっぱり意向調査とかアンケート調査は、全然趣旨、目的も違ふし、役割も違ふと思うのです。私が必要だと思ったのは、別に景観のアンケートはしなくても、区政のことの調査の中で、区民の人たちが地元の区を非常に誇りに思っているかとか、非常に満足、美しいと思っているとか、そういうことがあってスタートするのか、かなり汚いまちで困るとか問題があることをスタートにしているのかというのが、どこにも書いていないのはまずいのではないかと思ったので、それを繰り返して申し上げます。ですから、時間的にも費用的にもなかなか難しいことは分かりますので、ただ、それに代わるものとして、どういう背景のもとでこれをつくるかというのは、景観法が出たからやるのだと読まれてしまうと、やっぱり区民の人はそういう風という人もいます。だから、そうではないのだということも言っていただきたいと思いま

す。

私も文京区に住んで、時々区外の友達からどこに住んでいるかと言われて、文京区と言うと、まず一言目には、いいところに住んでいるねと言われるのです。その意味というのは、今回の議論もそうなのですけれども、イメージとして文京区がいいと思っ  
ているというものと実態が合っていればいいのですけれども、やっぱり本当には知らない  
なとか、本当に伝えていないなということもあるのではないかと。私はいいところだ  
と思っているのですけれども、例えば大名庭園がたくさんあるところで、そういう、いろ  
んな、今ある施設が生かされているとかそういうことがあるのですが、そこを景観計画  
の中でもっと、一言で言えば文京区らしさということが、この方針の前のところ、27  
ページにありますけれども、これが本当に景観の要素といえますか、特性を書いたと  
ころにそれが書いてあるかという、必ずしも書いていないと私は思います。その1つに、  
やっぱりどうしても個別の切り口で見えていますけれども、本当に私たちが住んでい  
いところというのは、その地形も良くて、歴史もあって、緑もあって、そこが骨格にな  
っているという、ギュッとまとまったところなのですよね。そこを、このばらばらの評  
価だと伝え切れていない。それなのに、その7つあるうちの1つに、まちのまとまりが  
また別にあるというのがおかしいと思うのです。まとまりというのは、そういうものを  
まとめているところがまとまりなのではないかと、第1点思います。

それから具体的に言えば、神田川が出てきますけれども、神田川で皆様も知っている  
ように六義園や新江戸川公園があるあの部分は、斜面の緑地になっていて、神田川もあ  
って、桜もあって、それでそういう歴史的な施設もあるという、その全部がセットされ  
ているから、そこがどこにも負けない文京区らしさだとなると思うのですけれども、神  
田川は神田川で骨格ですとそれだけでいってしまったら、やっぱりどこだって川はあり  
ますから、それは文京区の本当の特性にはならないと思います。同じように護国寺に向  
かう音羽通りも、道路が真っ直ぐアイストップで見えますというそれだけではなくて、  
やっぱり今配りました地図で音羽通りのところを見ますと、昔のものは家がありません  
から等高線がよく見えます。文京区の坂道の資料によると、その両側に関口台地と右側  
が小日向台地の両方挟まれていて、そのちょうど谷になっているところ、元は川が流  
れていましたけれども、そういうところに参道がつけられていることを合わせて説明を  
していかないと、その特別な良さは分からないのではないかと思います。

そういう意味で、文京区らしい景観がどう伝えられるかということが、この特性の進

め方ではないかと。よくいう縦割りではなくて、横につなげるような文章づくりといたしますか、構成を是非していただけないかと。個々の作業はできていますから、それをまとめ直すことが、私の1つの希望です。

個別に景観要素で幾つか問題点を申し上げますと、「歴史・文化」と書いてあるのに、さっき配りました、要するに古いまちの成り立ちはどこにも書いていないのです。個別に歴史的施設とか遺跡とかいうことは書いてありますけれども、それがない。この地図で見ると、やっぱり明治18年には中山道があつて、岩槻街道があつて、目白通りのところがありますけれども、あとは何もないですよ。春日通りもないし、不忍通りもない。栄えたところの斜線のハッチを見ると、白山だとか根津とか江戸川橋の近くの水道町、この辺に限られています。そういうところを踏まえて、今のまちはどうだということ进行分析していただきたいと思います。

坂道については、前回の検討委員会でも大分議論していただいて、やはり斜面地とか、台地と台地の間に挟まった谷とか、そういうところを捉えていただけないかと。私の使い方の言葉で言うと、そこが場の条件みたいなことを整理できればいいのではないかと思います。

骨格については、どうしても事務局の方とすれ違いがあるのですけれども、前、「軸となる景観」とあった言葉を、わざわざ「軸」を消してしまって「幹線道路」となっていますが、さっきも言いましたように、幹線道路とは一体どれを指しているのかといいますと、資料の中には幹線道路と主要ではない補助みたいなものが全部入っていて、それが全部一くくりに幹線道路ですよ。でも、やっぱり成り立ちから見たって、その重要性から見たっていっても、幹線道路は全然違いますので、どれだということをやっぱりいってしまったほうがいいのではないかと思います。

以上です。長くなりました。

**○岸田会長** ありがとうございます。

かなり具体的なお指摘もありましたが、大きな問題としては、記述がばらばらで、そのまとまりの良さがなかなか伝わらないのではないかと思います。この辺も含めて、清水委員、いかがですか。

**○清水委員** いっぱいあったので、すべてにできているのか分かりませんが、全体の形のお話からしますけれども、これのつくられ方としては、ばらばらのようになっていますけれども、地形、歴史・文化、まちのまとまり、骨格とか、それが45ページの図に

あるような形でいろいろな形から見たもので積み重なったものであるという風に持っていかうというのが、今回の考え方だと思います。ですから、例えばここで、護国寺のところになると、この特性基準が幾つか重なっている部分として見えてくると。そういう風に、おそらくまとめていくのに、すべての場所が違いますから、何らかの切り口で切っていないと重なりとしてしか表現できないのではないかということだと思っております。ですから、例えばまちのまとまりということでは言われていましたが、これは事務局の思われているまちのまとまりというのは、特徴がある地域という意味合いですよね。ですから、全体としてまちのまとまりという意味とはちょっと違うのではないかなということだと思います。

あと、骨格については、具体的にしたほうがいいのではないかというのは分からないではないという気はします。

**○岸田会長** ありがとうございます。

あと、最初に岡村委員がおっしゃった今回の計画の背景ですか、区民が実際、文京区のことをどう思っているかという辺りなのですが、これはどうなのでしょう。骨子の冒頭に多少近いようなことは触れている気はいたしますが、事務局で何かこの点についてございますか。

**○小野委員** 文京区の特徴、魅力にもつながってくる訳なのですが、この景観計画に先立って、都市マスタープランを昨年3月に改定しています。その中で、文京区の魅力というのを1つの切り口にして、緑であるとか、文教施設が集まっているとか、いろいろな特徴を、確か7つあったと思うのですが、取り出しています。そういう中で、説明会等も行ってきて、区の特徴をこういう形で捉えていますという説明をした中で、文京区の特徴の捉え方がおかしいという話は特にはなかったのです。そういう都市マスタープランの内容も踏まえた上で、この景観計画に移ってきている訳なのですが、先ほど清水委員からお話があったように、景観の捉え方はいろいろあると思うのですが、総合的に景観を捉えて、そういう書き方をしましょうというやり方もあるのでしょうか、今回、区でやっているのは、魅力要素で分けて、要素ごとにきちんと書き込んでいって、最終的にはそれが1つの地域にそれぞれの要素が落ち込んでいって、総合的なものとしての景観づくりができるような仕組みをつくっていきたいというのが区の考え方です。ですから、どの表現がいいかということにはなってくると思うのですが、絶対的にこれが正しいかということでは必ずしもないのかなと。表現の仕方、分かりやすさ、

やりやすさという点でどうなのかなというところかと思います。

区の立場から申し上げますと、景観計画をつくる中で、最終的に、具体的な区の動きとしては、景観形成基準をつくって、今後建物や擁壁などができるといったときに、それをきちんと区がその基準に基づいて指導を行って、現在持っている文京区のをなくさないようにと。仮にそれがなくなるようなことがあったとしても、それを最小限に押さえていこうというところでの基準づくりが待っている訳です。そういう基準づくりが、今回、景観計画で具体的に区がやっけいこうと、具体的な形でアクションを起こしていこうという部分でありますので、そういったところがより見えやすくなるようなまとめ方をしているということでございます。

もう1点だけお話をさせていただきますと、当たり前なのですが、江戸時代の文京区のみち並みと、明治時代のまち並みと、現在のまち並みは当然違っています。江戸時代のときに、もし仮に我々が見ることができるとしたときに、これはいいなと思うものが必ずあったと思うのです。明治時代にも多分あったと思うのです。ところが時代が進むにしたがって、生活も当然変わってくる中で、まちが自然と変わってきています。変わってくる中で、いくらいいと思っても、それはどうしても押し止めようがない状況があります。そういう中で、我々が今、景観計画をつくろうとしているのは、どうしても押し止められない部分であったとしても、それを最小限に押さえるような仕組みづくりはできないかということで、こういった計画づくりを考えているということでございます。

以上でございます。

**○岸田会長** ありがとうございます。

清水委員、それから小野委員からご説明があったのですが、岡村委員、どうでしょうか。

**○岡村委員** 1つだけ。今のお話しで分かったのですが、ただ、景観の特性を分析するのに、個々の要素でやっていって最後に総合化という話に聞こえますが、29ページの基本方針をそういう風につくっているかということ、この基本方針がそれぞれの地形に対して1つの方針、歴史・文化に対して1つの方針と、全部1対1でしかつくっていないのです。これは、例えば基本方針3を見ると「まちのまとまりがつくる」とありますけれども、これは景観特性を分析している地形や歴史・文化やそういう骨格を当然頭に入れて、踏まえて、それを総合化して出すべき方針ですね。それから、この矢印が書いてあるのは便宜的なものだというならそれでいいのですが、こういう風に捉えて、それ

ぞれの方針を出すことが、私が心配している個別にしか方針を出していないのではないかという根拠なのです。

以上です。

**○岸田会長** 分かりました。清水委員のご説明にもあったのですが、景観というのはやはり総合的なものだし、ある種いろいろなものが合わさって経験されるものですね。最終的には基準をつくり指導するということが必要であるとするならば、景観計画は計画ですから、そういう前提で考える限りは、物事を、総合的なものを分化して記述するというのは、人間の営みとして不可避のものではないかなと。そういう意味ではうまく整理されていて、実は理想的に言うと、その総合をどうするか。あのまち、この区域ではこういう総合があり、他のまちではこういう総合があり、それぞれを全部捉えていかなければいけない訳なのだけれども、骨子としては、方向性としては、こういう分化した記述も限界はありますけれども、止むを得ないところではないかとは思いますが、それでご納得いただけないでしょうか。

来年度は骨子ではなくて、計画自体の素案をつくることになりますので、そこに向けての宿題とさせていただきますと思いますが、どうでしょうか。

他の委員の先生方、いかがでしょうか。どうぞ、松下委員。

**○松下委員** 今のお話しがすごく分かりやすかったので、納得をした上でお話しをしたのですけれども、宿題ということは、骨子が今あって、今度素案になったときに、その宿題の答えによっては大きな変化が起きるというか、内容ではなくて表現の仕方とか、そういう統合的な感じは起きるのかというのが1点目と、先ほど岡村委員が言われたので私はすごく分かりやすかったのが、神田川沿い、江戸川公園のお話だったと思うのですけれども、頭の中に映像が浮かんだような形がすごく分かりやすくて、いろいろな斜面またはまち並みのようなことで、すごく映像的に分かりやすかったことが、やはり区民にとっては、そういう頭に映像が浮かぶことはすごく大切だと思ったのです。それまではちょっと難しいお話だったかなと思っていたのですけれども、その瞬間にいろいろなことがパパッと分かりましたので、今の宿題という言葉で安心はしましたけれども、こういった難しい書面が分かりやすく立体的になる瞬間が、岡村委員が言われたような幾つかのものが1つにまとまることなのかなと受けとめましたので、今、私が伺った骨子と素案との関係、また、その映像的にというか、岡村委員が言われたことはとても私も分かりやすく大切だと思いましたので、その辺はもう1度皆さんのご意見を伺え

たらと思います。

○岸田会長 ありがとうございます。

○小野委員 29ページをご覧いただきたいのですが、先ほどの話にも戻っていくかもしれませんが、左側に「文京区らしい景観」ということで特性を挙げていて、この中で、例えば「骨格」といったときに幹線道路と神田川をいっているのですが、その2つ下に「緑」というのがあって、「骨格」と「緑」とに分かれているからといって、これが全く別物かという、現実には決してそういうことにはならないと思うのです。道路でいえば、街路樹があって、その街路樹をどう整備していくかという話も当然出てきますし、神田川においては当然のことながら、今お話ししたような関係にあるということですから、「骨格」と「緑」は、そういう意味では密接な関係を持っている訳です。

それから、「まちのまとまり」についても、そういう特徴のあるまちというのは、その上に書かれている「歴史・文化」を踏まえて、そういうまちのまとまりができていく訳ですから、当然密接な係わりを持っている。当然「地形」は全体に係わってくる要素になっている訳です。ですから、そういう意味からすると、変化が起きるかというお話しなのですが、変化が起きるとすれば、例えば「緑」についてはこういう方向でやってもらいましょうということで、街路樹を考えたときにはそういう表現でいいのかとか、神田川と緑の関係を考えたときに、そういう表現の仕方その緑は表現されているのかとか、そういう中での変化は多分出てくると思います。だけれども、ここに書いてある特性の中で「緑」をばっさりと落としてしまうとか、そういう大きな変化は多分ないだろうと思います。ですから、ここに挙げたものをベースにしつつ、もしこの方向で進めていいということであれば、この8つという大きな方針の中で、それぞれが関係するようなことを十分頭に置いた上で、どういう基準なりをつくっていくのかというところで、先ほどからお話しに出ている総合的な作業が出てくるのかなと思っています。ですから、がらがら変わるというイメージは持ってはいないです。

○松下委員 ありがとうございます。それはもちろんそうでした、多分、岡村委員のお話しもそうで、分かれている、個々に考えることを1つに、複雑化という言い方はよくないですね。シンプルな1本の矢印ではなくて、いろいろクロスしたことも出てくるのではないかというお話しだったのだと思うのですけれども、もちろん、そういう風には思っていないです。だから、多分、今言われたのが一番分かりやすいとしましたら、今度、重点地区を皆さんで根津に決めましたよね、その根津が今後どうなっていくかとい

うことが、今言われたような1つの例なのかと思うのです。矢印だけで1個ずつを決めていくことだけでなく、それが1つのまちに起きたときにどのような、住んでいる方も訪れた方もみんながいいなと納得できるようなまちになるのかということなのだと思いますけれども、やはり宿題というのがそこでして、今言われていたことをこういう紙につくるというのは、ここまでしかなかかなか書けないと思うのですけれども、それをどのように重ねていくかということが多分宿題なのだと思うのですけれども、その出た宿題をどのような形で表現していくのかが分からなかったものですから、会長が言われたような宿題になったことが、最後にはどういった着地になるのかだけをイメージ的に教えていただければと思いました。

以上です。

○**岸田会長** 清水委員、どうぞ。

○**清水委員** 先ほども私言いましたけれども、先回の委員会で地形というのがかなり話題になって、私自身もこれがこの1項目でいいのかなとさえも、その場でも言っていたのですけれども、この地形がかなりいろいろな影響を与えていることが分かる訳ですよ、岡村委員も言われているように。ですから、これは図の中でかなり大きな比重を占めてくる可能性はあると思っています。ですから、そういう変化はあるのではないかと。項目が大項目のほうに移る可能性はある気はしているということです。

今日、岡村委員からこういう地図をいただきましたけれども、そのときにもそんな歴史的な話題は出ていまして、そのまちの成り立ちが結構重要なのではないかとはい思う訳です。それがさっき、極端なことで縄文時代と言いましたけれども、縄文時代にも人が住んでいた訳で、どういったところに住んでいたのかというのは遺跡からある程度分かっている訳ですよ。それがこういう風に発展してきて今になっていると。例えばこの地図を見ても、等高線がよく見えるので谷がよく分かるということがあります。だから、そういう等高線だけの地図みたいなのもあってもいいかもしれないし、そういういろいろなものが資料としては付いていたほうがいいのではないかと私も思っています。

○**岸田会長** ありがとうございます。

特性の個別のところの説明をきちっと押さえていくと同時に、それをどう総合的に捉えるかというご指摘もあった訳です。そこについてはどうなのでしょう、素案としてこの区域、あるいは具体的な景観がどういう総合性を持っているかということを書き記述できればもちろんそれは理想的なのですが、むしろ景観計画としては、結局総合的に生

み出すクオリティーみたいなものがあるって、それをどういう方向に持っていくかというのは、またそれは地区ごとに考えていけばいい、そういうアイテムがあることを指摘するのでいいのではないかと思うのですが。

**○岡村委員** 最後に1つだけ。今、会長がおっしゃったとおりだと思います。私もパブリックコメントで、要するに都市マスで地域ごとのそれを景観でも出さないのですかという質問をしたら、それは都市マスでやっているんで、これではやらないというお答えになっているのです。そうではなくて、この分析は分析でいいのですけれども、やっぱり区民の皆さんから見たら、自分のところがどうなるかというのはもうちょっと分かりやすく書かないと、この分析の部分はおそらくそんなに読まないと思うのです。読まなくても自分のエリアの小日向ではどうなるかと、本駒込ではどうなるかということが分かるような整理が必ず必要になるのではないかと思います。

以上です。

**○岸田会長** この件についてはどうですか、清水委員。

**○清水委員** 私が理想的にできればいいなと思うのは、45ページの地図のような、いろいろなものが重なり合った図を全域に、最終的にはこういうことになっているということが示されれば、もう少しイメージが湧くのかなと思います。今回の場合は、景観の一番進んだ場所として根津を取り上げているということで、本来であれば、例えば本駒込とか白山だとかはまた全然違うまちですから、それを考えていかなければならないのですけれども、そのベースになる部分を今つくっていると考えていただくといいのかなと思うのです。ですから、全体をまず粗くつくってといいますか、そしてその重点地区をどんどん増やしていくやり方なのではないかと思っています。

**○岸田会長** ありがとうございます。

それでは、先ほど申し上げましたように、岡村委員、それからその後の議論のことを踏まえて、素案でさらに検討することにさせていただきたいと思います。

その他、ご意見はございますでしょうか。

**○上田委員** 49ページの「景観形成の推進」についてお聞きしたいと思います。この景観計画を策定されて推進されることは分かるのですけれども、この景観計画は、本当にこの計画そのものは、どういった概念で文京区のまちが作られてきて、今後どういったまちにしていくのかという考え方がしっかりと示されていると思うのですけれども、景観形成を推進していくに当たって、やはりどうしてもこれだけいいものをつくっ

ても、自然にこの計画のイメージというか概念にしたがって景観が形成されていけばいいとか、破壊されていくのを食い止められればいいなという発想になっているような気がするんです。他の様々な計画の類でいきますと、こういった計画の推進に関しては、PDCAサイクルの説明であるとか進行管理表をつくったりして、どういう風にこの計画を推進していくのか、その後に、どういう結果になるのかという、時間の経過とともに計画が実現していく様をきちんと見ていきましょうというような部分がかかれていたりする場合もあるのですが、今回はいろいろと、割と抽象的に書かれているような感じがして、それが具体的に表れているのは、パブリックコメントというよりは区民説明会の質問の中で、景観形成重点地区に関する質問が幾つかありまして、参考資料第2号の19ページですとか20ページ、それから26ページは私が質問しているのですが、根津地区を選定されたところはすごくいいと思っているのですが、どの皆様もご心配なさっているように、景観形成重点地区であることと木造密集地域であることを、うまく誘導できるという答えだけは書かれているのですが、どう誘導するのかという具体的なソリューションが全然ないというのがやっぱり気になっていて、庁内連絡会でもモデル地区を選定すればいいというものではないという鋭いご指摘があって、これについて、やはり進行管理とか、いついつまでにこうすればいいというのが見えないと、根津地区の場合には自然に待っていても多分ずっと変わらないような気も、こういう景観計画の基本的な計画に基づいて、もしお家を直すときには気を付けましょうというくらいのもになってしまうような気がするんです。それについて、ある程度具体的に進めていくための目標みたいなものをつくられたほうが良かったのではないかと思います。もちろん、これから東京都の補助金とかがすごく使いやすくなって、耐震関係で、木密への補助金がすごく使いやすいものになる可能性もあるので、自然的に、運良くラッキーな条件とかが整ったことによって進むことはあり得るかもしれないのですが、そうではなくて、文京区が主体的にこの景観計画に基づいて、モデル地区をどう変えていきたいのかをもう少し分かるようにされたらいかがかなと思うのですが、いかがでしょうか。

**○岸田会長** ありがとうございます。

それでは、これについては小野委員ですか。

**○小野委員** 景観形成重点地区の話ですが、PDCAサイクルというお話なのですが、けれども、例えばこれからやろうとしているものを何か数値的に表現できるのであれば、あ

る程度P D C Aサイクルに乗せていくというのもやりやすいのかと思います。先程抽象的だというご指摘がありましたけれども、景観そのものがもともと非常に抽象的なものです。同じものを見ても、いいという人もいれば、あまり良くないのではないかという人も当然いる訳です。必ずしもどちらが正しいという話でもない中での作業になってきますので、そういう意味では、景観をP D C Aサイクルに乗せていくというのは難しいのかなと思っています。

だからといって、漠然と進めるのかということ決してそういうことではなくて、今、ご指摘があったように、我々としても、重点地区のモデル地区を定めて、その中で具体的なアクションを起こしていきたいと思っている訳です。そのアクションを起こしていく中で、当然、建物を建て替えてみたり、あるいは改修してみたりということが出てくる訳ですが、その財産は区の財産ではなくて、個人の財産なのです。ですから、個人の財産ということは、区がいくらやってみたくとも、所有者がその気にならなければ進まない、やらなくていいと言われてしまえばそれまでという世界です。ですから、そういうところのご理解を求めながら、我々、区としても、こういう支援ができますがどうですかということの中で働きかけを行っていく中で進めるという作業になってくる訳です。

それで、具体的なアクションということになれば、やはり物理的にどうなるということを示していかなければいけないということになりますから、根津にお住まいの方々も、地震に対して決して強いまちではないことは共通して認識はされています。ですから、そういうことからすると、今、文京区で持っている事業としては、耐震改修促進事業というのがありまして、改正をして、高齢者の方にはかなり手厚い、全体の事業の4分の3くらいの事業費が助成できるという非常に手厚い内容になっておりますので、そういったものを活用しながら、具体的なものを徐々に見ていってもらおうと。つくり変えつつ、1軒また1軒、それがつながっていけばいいと思っています。つながっていないにしても、根津のエリアの中で、ぽつりぽつりでもいいから、どうしていきましょうかという話し合いの中で方針が決まれば、それに沿った形で1軒ずつやって、具体的に見ていただいて、なるほど、こういう風になるんだということが分かれば、多分賛成してくれる方もいらっしゃると思うのです。まず根津でそういうことができればいいなと思っています。根津でそういうことができ、見てもらえば、文京区内の他の地区においても、自分たちのまちでもやってみないかという人がおそらく出てくるのだと思うのです。そ

ういう風に、波及効果といいますか、広げていきたいというイメージを持っています。

**○岸田会長** ありがとうございます。

いかがでしょうか。

**○上田委員** 確かに根津の地域は、きっとこのまちづくりのワークショップも、皆さん協力的で、どういうまちにしていこうかというのをきっと積極的に話し合ってくださいると私も信じていますし、そういう意味で、個人財産ですけれども、耐震改修促進計画とかを活用しながら、景観の保存と安全性の確保の両方を、中村幹事が説明会でお答えなさっているように、何かいい方法があると探っていけるとは信じているのですけれども、それが分かるように景観計画に書くことはできないのか、ということを質問させていただいたのですが。

**○小野委員** その具体的な部分については、これから根津の地域の方と話し合いながら決めていくということですので、現段階では、まだ書けないということです。ただ、そういうことを目指してやっていくということです。

**○岸田会長** ありがとうございます。

景観計画は、何か結論としての完成像がある訳ではなくて、住民と一緒に考えていくというプロセスですよね。ですから、危険な地区の改良は改良で、また別の事業としてやらざるを得ない側面もあるかなと思います。

ということで、このご質問に関しては、こういうやり取りでよろしいでしょうか。どうでしょうか。どういう形で反映できるのかということもありますけれども。

では、他にございませんか。

**○萬立委員** 萬立です。個々のそれぞれの問題については、納得もできたり、先ほどから出ております文京区らしさの景観の視点というところも、それはそれで議論を経てきた結果だと思って読ませてもらいました。同時に、どうしても腑に落ちないというか、しっくりこないと思っていたのですけれども、先ほどの議論を聞いていて、40ページの図式と41ページにかけてですけれども、それぞれの基本方針がありますよね。文京区らしい景観と、それとの基本方針があって、そこから特性基準や限定的な基準をつくっていくということですが、それぞれの基本方針が個々ばらばらではなくて、一体として1つのものになってきますということは分かるのですが、基本となるところの、ここでいわれています一般基準の考え方が、もう少し踏み込んでみたらどうかと思っていたんです。というのは、文京区らしさというのは、なかなか難しいと思うんです。こ

こには8つ分けていますけれども、だから、どういう方向を考えているのか、それと、どういうスタンスでいるのかというところが、もう少し踏み込みたいと思っているのです。

例えば2ページの「景観計画策定の背景」がありますよね。2つ目の段落で、なぜ景観法が制定されたかというところに、これは非常に端的に書かれていると思っているのですが、その中でいわれているのは、効率性、機能性が重視されてまちづくりが行われてきて、都市化の進展が進むにつれて、同時に壊れたものがある、そこを見直そうという方向が出て景観法ができた。ただ、その下の文京区がその意義を捉えているかというところの文章は少し抽象的かなと思うのですが、文京区らしさの表現として、例えばこういう全体的に、個々のまちづくりは、地域のまちづくりはいいのですけれども、基本となるところでこういうまちをつくっていきたい。それが多分、緑と坂と史跡をつなぐというところに大きくは集約されていると思うのですが、一般基準としてそこを据えたまちをつくる中で、例えば根津だったらこうすると。拠点になるところだったら、こういう方向が考えられるというようなことという組み立てで考えないと、元になるところが、足元がずれてきてしまうのかなと感じていたんです。その点ではどうでしょうか。

**○岸田会長** 小野委員、どうぞ。

**○小野委員** これは骨子ですので、現段階ではこういうレベルで表現は留まっています。次の素案になると、坂道、歴史、それぞれの特性に応じての基準という書き方をしていきます。それで、その下に一般基準と書いてありますが、これを次のステップとして具体的に表現していきます。ですから、今、萬立委員がおっしゃっている話は、次の段階で、この基準が具体的に表現されたときに、それが不十分なのではないかという指摘があったときに、今のお話につながっていくのだと思うんです。ですから、今はまだ具体的な基準に入る前の段階ですので、こういう方向性でつくっていきますという、入り口のところを述べているとご理解いただきたいと考えています。次に具体的なものが出てくるということです。

**○岸田会長** ありがとうございます。どうぞ。

**○萬立委員** だから具体的な基準づくりのところ、確かに出てくると思うんです。ただ、数値的なものでして、例えば高さの問題などについてはそういう表現ではなくて、もう少し違う表現をするのだということを以前もいわれているのですけれども、だから、

文京区らしさが、また抽象的に戻ってしまって申し訳ないのですが、どういう方向だところ、僕はもう少し、皆分かっているようになかなか分かりづらいと思うんです。8つの視点は確かにいいと思います。それが積み重なって1つの方向性が見えてくるのもそのとおりだと思うのですが、要するに、いわゆるあまり開発型ではなくて、本当に文京区が持っている良さ、歴史が生かされるまちにするところを、もう少し組み込めないかなと思いました。

○岸田会長 ありがとうございます。

清水委員、これについていかがですか。

○清水委員 おそらくですけども、文京区らしさというのが、これが最後にできたときに見えてくるのではないかなとさえも思うんです。先にそれを出してしまうと、逆にそれに引っ張られてしまうのではないかと。そうではなくて、非常に客観的に、今、このやり方を挙げていっているというやり方だと思います。ですから、言葉に出せば、例えば坂だとか何だとかいえるのですけれども、それを全部に当てはめたらば、おそらくおかしなまちになってしまうだろうというのもまた分かる訳です。ですから、場所によってすべて違うということの前提に立ってスタートなのだと思います。

ここでの一般基準というのは、どこにでも通用する基準という意味合いですから、ここであまり具体的なことは書けない部分ではあると思います。ただ、私、これを改めて見ていて、この間の検討委員会でもありましたけれども、地形という言葉がここには入っていないので、これは何か足しておいたほうがいいのかなどは思いましたけれども。地形を重視したようなことをやっていくのであれば、先回の会議のときには、地形というものが坂道だけになっているのはおかしいのではないかと。私もそうは思いますので、それは何がしかのいい方で、ここに3項目しかありませんけれども、あっていいことではないかと思っています。

○岸田会長 ありがとうございます。

他の委員の方はいかがですか。やはり、今のご指摘は最初の岡村委員の総合という話にも少し関係したものなのですが。いかがでしょうか。

景観の持っていく方向をもっと具体的に姿を描いたらどうかということですね。私あまりしゃべるのはあれなのですが、景観計画と言っても、先ほど申し上げたように何か決まった姿を議論してこれだというものではなくて、景観という概念を共有した上で、それをつくる具体的な様々な位相ですね、特徴。ここでは6つくらいのレイヤー

に分けて記述しています。そういう検討すべき課題を示すことが、まず目標になるのかなとは思っていますけれども、どうでしょうか。

○藤原委員 分かりやすくなってきた部分は非常にあります。それは今小野委員がおっしゃったように、今後、基準が決まっていく中で見えてくるものがあるというのはよく分かるのですが、ただ、それだったら余計に今の段階で決めておかなければならないところが、やはりさっき岡村委員もおっしゃったように、基本的な部分で、特性の部分にこだわって大変申し訳ないのですが、6ページと29ページと40ページに同じ図がありますが、40ページのは非常に分かりやすいですね。なぜかという、やはり次の段階が基準まで見えているからだと思うのです。やはりここを見ると、なるほどとは思いますが、最初のほうの6ページと29ページの段階では、何というのだろう、最初にも言ったのですが脈絡がないように見えてしまうのです。私なりに考えてみたのですが、やはり横並びに並列に7つというのはちょっと。

最初の回だったと思うのですがけれども、確か「まちのまとまり」と「活動」というのは違和感があるというのはあるのですが、この順番もそうですけれども、縦系列に考えてみて、例えば「地形」と「歴史・文化」という2つの軸があって、「地形」の中に「骨格」と「緑」があって、「歴史・文化」の中に「生活」とかがあって、それで最終的に一番下の中に「拠点」があり、各まち並みがあり、というのが、そういうような形になると非常に流れとしては私の頭の構造だと分かりやすいです。それが古くて、新しいやり方といわれればそれまでなのですが、やはり各ページを見ましても、例えば「活動」の部分、これは14ページに、例えば「まちのまとまり」のところで書いてある「地場産業がつくる景観」ですとか、これは活動というよりはむしろ生活ですね、この生活の部分が特性の中には何となく見えない。やはり「活動」といわれているのはむしろ後のほうに出てくる、36ページの草花を植えるとか、こういう細かい日常的な毎日の活動というか、はっきり言って営みとか生活とは離れたところの活動しか書いていない訳です。やはり、その辺は生活というものをもうちょっと出していただけたら。文京区には住宅地だけではなく、商業も工業もありますので、やはりそれらの部分をどういう景観で見せていくかというのが、もうちょっと必要かなという気がします。

最後になりますが、重点地区に選ばれた根津の方たちの説明会のあれを見ますと、やはり現実的に降りかかってきた方たちの話というのは非常に重要だと思うのですが、これを見ていると、やはり高さの問題ですとか、話し合いをする、検討をする枠

組みの問題ですとか、非常に心配をされていますね。やはり、高さをどういう風に景観の中に落としていくかというのは、それでないと実効性がなくなるというのは、根津の方たちにとって実感だと思うのです。それで、やはり景観計画と高さの整合性というのは、景観のほうには数値基準が入らないということなので、地区計画とかができればまた別ですけれども、今の段階では数値基準は入らないということなので、それでしたら、逆に高さ制限のほうで、ここで話すことではないのかもしれないですけれども、高さ制限のほうの特例とかそういうところの一文として、景観計画との整合に配慮するというような文章が入らないと、実効性がなくなってしまうという気がしています。

あと、根津2丁目ですか、一緒に話し合ったらどうかというのがあります。根津2丁目共同ビル計画。それはまた別というような回答が出ていますけれども、オブザーバーとしても、一緒に会合を見ていただいて、発言はなさらなくても、やはりそういう事業をなさる方たちにこのまちはどういう景観を目指しているかというのも見ていただく必要はあるのではないかと思いますので、ここに出ていることをもうちょっと尊重して進めていただけたらと思います。

終わりです。

**○岸田会長** ありがとうございます。

幾つかございましたけれども、まず全体の記述の枠組み、構造にかかるような問題がございました。7つ並列しているような記述ではなくて、もっと立体的に入れ子状の構造と言ったらいいのですか、そういうほうが分かりやすいのではないかとのご指摘。

それから、活動はやはり生活の反映と捉えていく必要があるのではないかとのご指摘と、あとは少なくとも景観計画を区の他の様々な計画において考慮してもらい、考えてもらい、配慮するというような枠組みをつくるべきではないかとのご指摘でした。

最後は、できればご意見が寄せられたものについては反映するようにしたらどうかということです。

これはどういう風に。また小野委員、よろしく願いいたします。

**○小野委員** 表現の仕方については、先ほどからも議論になっていますが、いろいろな表現の仕方があると思うのですけれども、また繰り返しになってしまうのかもしれませんが、今、事務局サイドとしてはこういった基準をつくって誘導していきたいと考えているということからすると、やはりこういう風に要素を抜き出して、それぞれに対しての基準をつくって、その方針に沿った形で計画等については誘導するというやり方がや

りやすいというか、そのほうが誘導されるほうも分かりやすいですし、全部まとめて総合的に書かれるよりも、やはりこの部分はこういう風な視点、方針で進めてくださいという話のほうが、多分聞いているほうも分かりやすいんだと思うんです。誘導するほうもそのほうが誘導しやすい部分もありますので、それでこのような、会長からも通常こんな形で表現するのが一般的というか、ごく普通な感じだというお話がありましたけれども、そういう形で事務局は考えているということでもあります。

それで、活動も含めてというお話がありましたが、やはり基準で誘導していく上で、活動ということも含めて何か誘導できないかという、人の動きまで規制するというのは、これはまず不可能なことではありますので……。

○藤原委員 いや、言っていない。

○小野委員 言っていない？ さっき活動の話をしていましたよね。では、それは省きます。

高さについては、今回、景観計画の中ではモデル地区として根津を考えている訳ですが、今後どのような話し合いで進んでいくのか、今後のことなのでこうなりますというのは今は何とも言い切れない訳ですが、もしその中で話がだんだんまとまっていったら、自分たちのまちについては、根津2丁目全部ではなくとも、根津2丁目の一部であっても自分たちのまちは、この部分はこういう風にしていこうではないかということで、方針についてまとめれば、それは地区計画とか、法的に高さ制限を基準として打ち出していくことは十分可能でありますので、それは十分規制として成り立つ話であります。ですから、地区計画は絶対にできないという前提には我々も立っていないです。難しさというのはありますけれども、地域の方々がまとめれば、できない話ではありませんので。むしろ、地域の方の考え方が、自分たちのまちはこういう風にありたいということで、非常に大きな意思がそこでまとまっているというのであれば、逆に言えば地区計画はできる訳ですし、地区計画をやるべきだと思うのです。そうすれば、それ以外のルールが排除される訳ですから、自分たちのまちをそれで守っていけるということになる訳です。

それから、開発について区も参加してというお話であります。少なくとも何らかの法的な基準が決まるまでは、現行法規の中でつくっていいというのが前提になってきますので、そういう中で計画を進めるに当たっては、紛争予防条例等があつて、説明会等を含めた手続がありますので、そういった手続に乗ってやっていただくと。それで場合によっては、もし何か区にお話があれば、区としてはそのお話を受けて、事業者側に対

応していくやり方になります。

○**岸田会長** ありがとうございます。今のお話でいかがでしょうか、藤原委員。

○**藤原委員** ごめんなさい。何か建設委員会のような感じになってきましたけれども、私の言っていたこととずれている部分があるので指摘させていただくと、まず最後のほうから行きます。地区計画云々の話は、もちろんこのパブリックコメントなんかでもできれば支援しますと書いていらしたし、それは素晴らしいし、もっともだと思いますので、それについては全然異存はありません。ただ、今、根津の方たちが、自分たちが重点地区になっていろいろ検討していく過程で言っていच्छやることとしては、もっと広い枠組みでいろいろな人を混ぜて検討したらどうかということを行っているのだと思うのです。例えば千駄木よみせ通りとか、そちらについても、範囲は外れていますけれども、一緒にまち並みとしては同じ雰囲気ですから、一緒にやったらどうかということがあります。この重点地区ではないけれども、一緒にやることに何ら支障はないと思いますし、根津2丁目の共同ビルの方たちも呼んで、一緒に検討できないかというのですから、発言は無理でも、一緒にオブザーバーなり何なりで見ていただくことはできるのではないですかということをお願いしました。その地区計画をつくれるとかつけれないとかは一切言っていないです。すいません。

あとその前の部分ですと、これからやっていく一般基準とか、基準に沿って進めていくのについては、私は、このとおりでいいとは言いませんけれども、この40ページの図は分かりやすいと思うと申しました。それは、個々の基準に沿って、坂道とか歴史とか、それに沿って決めていくというのは当然だと思いますし、ですからこれは分かりやすいのです。この基準方針から右側は分かりやすい。ただ、特性の部分が、最初に示された枠組みとして分かりにくいということをお願いしたのです。だから立体的に、さっき言ったように枝分かれするような形にしたらどうかということをお願いしたのです。

○**小野委員** 地区外の方も呼んで議論してはどうかということなのですが、モデル地区として地区を決めています。その中で、その地区の中の方で話し合いを進めようとしています。その意味なのですが、今、そこにルールをつくらうとしている訳です。ルールをつくるということは、自分が勝手につくれぬという権利を制限していくような話が出てくる訳です。そういう話をする場に全くの第三者が入って来て、こうしたほうがいいのか、こうすべきだという話をされたときに、そこに権利を持っている方々がどう感じるかということだと思います。おそらく、自分たちのまちに関係のないところの人間

が余計なことを言う必要はないのではないかという捉え方に、一般的にはなるのだろうと思っています。そういう話も過去に聞いたこともあります。ですから、そういう意味から、権利を制限していくことになれば、やはりそこに権利を持っている方が、まず自分たちのまちをどうしていくかということを中心になって話し合っていくというのが重要だと考えますし、まずスタートはそこから始めるべきだと。もちろん、その権利を持っている方々が、外からあの方も入ってきて発言して下さって結構ですということであれば、区としてはそれを排除するつもりは毛頭ありません。それは全然問題ないと思うのですが、ただ、一般的な感覚からすると、先ほど申し上げたような感覚になりがちですから、今はまず、スタートは地区内の関係者だけで、とりあえず話を進めようということなのです。

○**岸田会長** ありがとうございます。

○**藤原委員** 引き伸ばしてすいません。この参加人数34人というのは、地区内の方なんですよね。

○**事務局** そうです。

○**藤原委員** そうですね。そういう方たちが言っていらっしゃるのですが、権利制限に係わる微妙なところについては、はっきり言って聞かletakないこともあるのかもしれませんが、ただ、その権利制限以前にまちづくりの問題ですから、まちづくりの問題はやはり広く周辺の方たちとやったほうが、後々、トータルにまとまりとして考えるにはいいのではないかと思うのですけれども。

○**小野委員** 実は、それはもうやって終わっています。というのは、まちづくり基本計画というのを根津と千駄木でつくっています。そのときには地区を限定しないで、呼びかけて集まってこられた方が自由に発言できるという中で計画をまとめていますので、まずベースになる計画は、そういう形でもうまとめていますから、それを踏まえて、今度は個々具体的にどうするかという、まさに具体の話になっていく訳ですから、そういう意味で権利の制限に係わってくると。その基本計画は権利の制限にも何も係わらない、まちづくりの方針ですから。権利に係わるので、これは関係者が集まってまず話すのが第一でしょうということです。

○**藤原委員** 分かりました。

すいません、最後にちょっとだけ。この重点地区の会議は傍聴できるのですか。傍聴不可ですか。

○事務局 傍聴については特に定めはしていませんが、地区の方たちが集まられて、いろいろとそういった権利の話なども出てくると思いますので、あまり傍聴も率先して行うという考えはありません。

あと、この地区に限定したというものも、根津弥生七ヶ町連合会にかけまして、その中でこの3町会が絡んでいる、入っている部分だけでこの景観形成重点地区はやっていくということの合意を取っておりますので、広く他にも広げていく考えはありません。

○岸田会長 ありがとうございます。そうしますと、ちょっと順序から……。よろしいですか。

三宅委員、どうぞ。

○三宅委員 すみません。今のお話はもうよろしいでしょうか。ごめんなさい。

○藤原委員 結構ですよ。

○三宅委員 よろしゅうございますか。申し訳ありません。

ただ今骨子の段階で、これから基準のほうに移っていくと小野委員からご説明が2度も3度もいただきましたので、そのことはよく分かった上で、文京区が他の地域とは違う特徴の1つとしては、歴史がこれだけ残っているのは、寺町であるという性質があるところにも大きなものがあると思うのですが、その寺町のことについてもお伺いしてもよろしいでしょうか。ちょっと細かいご当地のお話になってしまうのですが。

○岸田会長 できましたら、なるべく骨子に係わるようなお話をさせていただくと思いますが。

○三宅委員 骨子のところに、ちょっといい訳させてくださいませ。基本方針8のところに「調和のとれた市街地景観をつくる」、ネガティブチェックが入っておりまして、それと14ページ、15ページの寺町についての「景観形成上の課題」がありますので、これから基準をおつくりになるときに、多分寺町としての性格が出てくるものも多少出てくるのではないかと思います、一言お伺いしたいのですが。

団子坂通りにあるお寺さんで、約20年近く前に敷地の中で3重の塔をおつくりになるという計画がありまして、かなり大きな塔の心柱を建てる儀式もございまして、まちの活性化につながる、または景観ですね、平成の時代に3重の塔が建ち上がるという、非常に東京の中で珍しいことが行われる、歴史をもしかしてつくっていくのではないかと期待を一身に担ったことがあったのですが、なぜかそれ以降、二、三年後に、心柱は建ったのですが、その上にカバーが掛りまして、そのまま、実は有名な宮大工の

方の西岡常一さんのお名前なども、もちろん西岡さんはその頃はお亡くなりになっていたと思うのですが、西岡常一さんのお弟子さんが成さるということで、アピールの看板が出ておりました。これはまちづくりにとって、ものすごく大きな力になると思ったのですが、そのままその看板がなくなりまして、早10何年か経っておりますのですが、これはバスが通る通りですので、実は建てかけの塔にカバーが掛っているのが見える訳です。そうすると、この15ページに「幹線道路沿いにある寺社では、隣接する高層の建物が寺社に」云々以下書いてありますが、これは周りから寺社のほうが迷惑を被る、寺社からの見え方に配慮することが求められる構図になってはいますが、他から寺社を見る構図もあると思うのですけれども、そこはバスで通りますと、スカイラインが何かそういうもので遮られているということで、景観のほうでこういうのは聞いてもいいのではないですかということ、私、伺ったものですから、申し訳ないのですが、これは寺町である以上はこれからも問題が出てくると思うのですけれども、お寺さんに個人が聞くべき問題なのでしょうか。それとも区で何かご指導いただく問題なのでしょうか。そここのところだけ、お答えいただければありがたいと思うのですけれども。

**○岸田会長** 飲み込みが悪いので、理解ができなかった……。通りから見える景観が重要だと。同時に他から見えるというのは、どういう。

**○三宅委員** 他からというのは、区民が道路から見たりとかですね。

**○岸田会長** やはり道路から見たときの景観が重要だから、それを誘導するということでございますか。

**○三宅委員** はい。お寺から他のマンションを見るとかというお話は納得がいくのですけれども。

**○岸田会長** なるほど。

**○三宅委員** 他から見た、それはお寺さんの敷地内だから関係ないでしょうという問題であれば、これはすぐ取り下げます。

**○岸田会長** ご指摘のところは、15ページのところの指摘では不十分だということでございますか。

**○三宅委員** こういうのは特例になりますのでしょうかということですね。37ページの「調和のとれた市街地景観をつくる」ということとも関係してくるのかと思ったものですから、そこを教えていただきたいと思ったのです。

**○岸田会長** それでは、小野委員。

○**小野委員** 15ページの写真を見ながら、こういう理解でいいのかどうか確認させていただきたいのですが、左上の「吉祥寺 本駒込」の「重厚な門構え」という写真があって、その写真の上のほうにマンションの一部壁が見えていますよね。こういう見え方でいいのかというお話でよろしいのですか。

○**三宅委員** この場合は、お寺という景観をマンションという、具体的に言いますと生活空間といいますか、人々の活動や営みの姿がどのバランスということになりますよね。私が今申し上げたのは、お寺の敷地の中に高い塔が建つ、それがこの前を通るバスまたは歩いていてもいいです、または生活していてもいいですが、塔が建ち上がっているのではなくて、塔を建てている途中の段階でもう10何年もストップしたままだということなのです。建築現場がそのままになっているという。それはどういうものなのでしょう。建ち上がるのには、もう許可はとっくにその期間は終わっている訳なのです。そのことをお伺いしたいなど。特殊な例でしょうか。

○**岸田会長** 個別の話です。

○**三宅委員** そうですか、すみません。

○**岸田会長** ここで答えられれば答えるのですが、どうでしょうか。

○**事務局** それでは、こちらで調べまして回答させていただきたいと思います。

○**三宅委員** ごめんなさい、細かいことを言ってしまって。すみません。

○**岸田会長** それでは時間が段々迫ってきましたが、他にいかがでしょうか。松下委員。

○**松下委員** すみません。1つ細かいことと、もう1つは少し大きいことなのですが、37ページにあります2本線で消えている部分で「高齢者を含めたすべての人が安心して歩ける歩道空間を整備し」というくだりが消えていまして、それが前の2番のところには入っていなかったもので伺いましたところ、28ページの目標のところ「だれもが快適に暮らせるまちづくり」のところから「子供から高齢者まで」という記述がございます。この目標に入っているということですので、基本方針の中に「高齢者を含めた」という書き方ではなくて、「子供から高齢者まで」ということでいいのですけれども、「安心して歩ける空間を整備し」というところがないものですから、これは残したほうがいいのかと個人的には思ったのと、もしないあれがあたりでしたら、伺いたいのが1点です。

それから、まとめて聞いてしまいます。先ほどから皆様が根津地域のことを言われているのですけれども、そもそも論からなのですが、前回のときに、私達は重点地区とい

うのを皆で決めました。決めるときは、ある意味責任的なものも生じることも、私、言葉にも出しましたし、本当にボトムアップが必要なところなので、決めてしまうことが懸念されたのですけれども、区が力を持って、責任を持って大切に育てるから大丈夫という熱い思いをお話ししてくださったので、そういった事も含め、納得もしましたものですから、やはり決めてしまった責任も含め、この選定の後の話し合いをいろいろ今話の流れの中で、そもそも論を伺うのは変なのですけれども、根津地域の方はその決定を聞いて、今後こういった話し合いの中で、重点地区に選ばれたことをどのように思われているかというのをそもそも伺いたいことと、もちろん、重点地区を素晴らしいものにして、文京区を重点地区で埋めていくという考えは私は大賛成なのですが、やはり一番初めの根津地域の方々がどのように思われているかということがもしお分かりでしたら教えてください。

**○岸田会長** ありがとうございます。

これは2つありました。高齢者と子供についての記述が簡略化されているということですか。これについてその理由があれば聞かせて欲しいということと、あとは根津の住民の方が選定についてどう思われているかということですね。

どういたしましょうか。これについては、やはり。

**○事務局** まず、見え消しの②で「高齢者を含めたすべての人が安心して歩道空間」、先ほど委員もおっしゃっていましたが、高齢者につきましては28ページに記載しています。それと「すべての人が安心して歩ける歩道空間の整備」というのが、必ずしも景観という視点で見たときに相応しい表現なのかというところがありまして、今回、基本方針8をつくるに当たっては削除しております。ただし、これを全くないがしろに考えている訳ではなくて、当然道路整備とかそういったことをする際には、こういったことも考えて道路整備をしますし、景観協議をする際にもそういったことを考慮した上で指導・誘導していく考えです。

あと、根津の方につきましては、町会長の集まりなどにも行かせていただいてお話をしていると、賛否両論あるにはあります。ただ、実際に住民説明会にお集まりいただいた方々は、やはり前向きなご意見を出していただいたりですとか、4月以降ワークショップをやることについては、不燃化とかそういったことと合わせて景観をやるのに、じゃあ、どういった材料があるのだろうかとか、そういうのを教えて欲しいという意見もあったりして、結構前向きな方々もたくさんいらっしゃると思っています。

○小野委員 補足、いいですか。

○岸田会長 どうぞ。

○小野委員 安心して歩ける歩道空間の件なのですが、ご存じのように、景観計画の上位計画として都市マスタープランがあります。都市マスタープランには、安全で安心なまちという視点で、すべてのことが盛り込まれている一番の上位計画になっています。この景観計画はそれを受けて、景観の分野に特化した個別の計画ということですので、この景観計画に入っていないからそれがないがしろにされて、区はやらないのだという意味では決してないと。都市マスで書かれていることは、別の計画なりで表現されていくものということでご理解いただきたいと思います。

○松下委員 お時間がないのでまとめます。ありがとうございます。見え隠れした部分のお返事だったと思うのですけれども、37ページの③に行き、「道行く人が心地良さを感じる空間」というのは文字にもありますし、子供から高齢者も安心して歩ける歩道空間というのは景観ではないと言われればそうなのですから、③にここまで書くのであれば、言葉ありきではないかもしれませんが、あってもお邪魔ではない、そして、より心地良さが増すのであれば、私としては、この安心して歩ける歩道空間というのは1つの十分な景観なのではないかと個人的には、景観というのはいろいろな考え方があるということだったので、私の意見はそうなので、今後、考えていただければと思います。

それから根津地域の方に関しましては、本当に今ここで最初にご心配の声もあった、また、前向きなお答えもあったということだけでも十分に理解できます。景観審議会で論じることではないかと思うのですけれども、やはり、お答えの中に4月からの検討で、4月から進めていきますということだと連呼されています。4月以降ですか。その4月以降というのが、4月以降はずっと4月以降なのでどうなのかなと思うのですけれども、やはり現場の根津地域の方が、先ほど言われましたまちづくり、地区計画とかまちづくりがないと越えられなかったこと、そういったとても大きなことがもしかしたら重点地区になることによってとても身近に感じて、より1歩進歩するのかなという期待感がすごく膨らんでいるのだと思うのです。その期待感をただ景観というだけで切るのではなくて、まちづくりも一緒にやろうという思いで重点地域に指定したことが多分このベースにはあるのだと思いますので、それにはなぜかと言いますと、先ほどの根津周辺のまちづくり基本計画があったからここを選ばれたという答えが、確か前回ありました。な

ので、このまちづくり基本計画で皆さんがこうしたいねと思ったことが、まさにこの重点地域を決めたことによって地域の方が1歩近づけるような、それが多分、区の歩み寄りの1歩だと思うのです。なので、景観がテーマというだけで切らないで、まちづくりも含めて地域の方達とともに歩んでいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

**○小野委員** 正にご指摘のとおりで、景観形成重点地区ということで景観の切り口で選んだ訳なのですが、例えば区が景観だけやりたいといって、地元に入って行って、それですんなり受け入れられればそれで進むのですが、まず普通はそうならないです。と言うのは、先ほども私のほうで申し上げましたように、地域の方々は防災上問題があるとかいろいろな問題を認識している訳です。認識しているにも係わらず、区は景観しかやりませんけれども、一緒にやりませんかと話を持っていっても、これは相手にされません。ですから、景観の視点で当然話はするのでありますが、最終的には防災性も含めた形、あるいは場合によっては、根津のまちづくりの中では路地を生かしたまちづくりということも謳っていますから、そういった建て替え、改修に合わせて路地をどう整備するかといったことも含めた中での改修なり建て替えということ。ですからそういう意味からすれば、結果として、冒頭お話がありました総合的な視点でのまちづくりにならざるを得ないのです。切り口は景観であっても、結果としては総合的にいかないと、地域の方との話し合いというのは、おそらくスムーズに進まない和我々も認識しています。ですから、それはご指摘のような方向で考えていきます。

**○松下委員** よろしく願いいたします。

**○岸田会長** ありがとうございます。今のことに関しては、どうなのでしょう、はじめの辺りで文言として何かまちづくりなり、あるいは防災まちづくりでもいいのですが、そういうものに向けてのきっかけになるというか、そういう文言を入れることも可能なのでしょうか。それともやはり景観は景観で限定しておいたほうがとりあえずはいいのですかね。

**○小野委員** ちょっとごちゃ混ぜに。

**○岸田会長** なりますかね。分かりました。

どうぞ、藤原委員。

**○藤原委員** すいません、ごちゃ混ぜになるとおっしゃいますが、ごちゃ混ぜにするべきところはする、連携しないとできない部分もあるので……。

○**上田委員** 意見交換会では出ていました。

○**藤原委員** 例えば千駄木2丁目でしたっけ、まちづくりワークショップみたいなときには、狭い路地の風情を生かしたみたいな意見がたくさん出ましたが、区の回答は基本的には4メートル道路にするみたいなことで、非常に参加した方はがっかりしていらしたのですけれども、今回、これを見ますと、3項道路に指定しつつなんていうのもあって、幅2.7メートル、それについても柔軟に一緒に4月以降考えていくというような回答があって、やはり防災と景観を両立させる方法はいくらかもあるというのが、やっぱりあるじゃないという感じで、すごくいいなと思って読んでいたのですけれども。ですから、景観の中だけでというのは無理なので、やはりいろいろなところでそういう、例えば基準、数値は入らなくても、文言、言語基準でいいですから、さっきも言った高さ制限のほうに配慮するみたいに入れたり、ここにもありますけれども、不忍通りから1本入ると根津なのですよね。そのときに、すぐに高い建物があるじゃないというような、もう今さら建ってしまっているじゃないという考え方に対して、今後、今までの壊す訳にはいかないとしても、今後はバッファゾーンも無くなった訳ですし、バッファゾーンは問題があったから無くなった訳ですけれども、バッファがなくても視界に入らないような配慮をするという文言を入れるとか、何かやはりひとつ工夫して、景観と高さとか防災とかを両立させる施策をお願いしたいと思うのです。

○**岸田会長** お話ですが、どちらかという都市計画的な様々な誘導規制、そちらのほうで景観計画等の整合性を図るという話で、こちらの骨子の話にはならないかなと。

上田委員、どうぞ。

○**上田委員** すいません。さっきの話に補足なのですけれども、戻ってしまって、進捗管理とかチェックしたほうがいいのではないかという話ですけれども、もちろん、結論に導くためにこの計画がある訳ではなくて、プロセスが大事なのだというのは私も理解しているつもりです。ですから、なおさらプロセスに関して、時間的な目標を立てたほうがいいのではないかと申し上げたいのです。例えば数値化できるような、景観というものが抽象的なものなので数値化できないのではないかと、PDCAサイクルとかに馴染まないのではないかとのお話はよく分かるのですけれども、この計画が進行しているかどうかというのをチェックできるような形ができないかということ、考えてみるとか工夫してみるとかということが、まず必要なのではないかと思うのです。先ほどの岡村委員の宿題を積み上げっぱなしにしないようにきちんと回答していくためにも、そ

ういったことが必要だと思しますので、まず部内で検討していただきたいと思ひます。ありがとうございます。

○岸田会長 ありがとうございます。

岡村委員、関連でございますか。

○岡村委員 そうではないのですけれども。景観を要素で分けていくのは止むを得ないと思ひながら、やっぱりそれであれば、それぞれの中身をより正確に分かりやすくしていただきたいところが幾つかあります。

何度か申し上げていますが、「骨格」のところの幹線道路をもう1度、2つほど質問したいのですけれども、60ページに幹線道路の位置図があります。本文のほうでは、どこをとということとは1つも書いてありません。この幹線道路の主要幹線道路と生活幹線道路がありますが、まずどこの範囲までを示しているのか。おそらく私は主要だと思ひますが、写真に載っている目白通りなどは主要ではないのです。その辺の整理がされているかというのが1つです。

2つ目は、今日出した古い明治の地図によれば、当然中山道が当時であれば骨格の道路だと思ひますが、新しい道路網図では、どうしても本郷通りと白山通りという、皆さんも生活感覚では分かっているのだけれども、国道で言えば国道17号が通っております。板橋区では既に景観計画ができていて、中山道は景観の軸になっています。そういう意味で、17号そのものはどう今後扱っていくのか、それから最初の質問ですね、幹線道路はどの範囲までというのを、事務局に質問したいです。

○岸田会長 事務局でいいですか。手短にお願いいたします。

○事務局 どの範囲というのがよく分からないのですが。

○岡村委員 全部が入るかということです。全部入れるのか……。

○事務局 図に示されているものはすべて幹線道路と位置付けています。

○岡村委員 でもそうであれば、見通しのきく景観とか街路樹の景観というのは、ほとんど当たらない道路も入っていますよね。その辺の文言と実態の幹線道路、入っていると言ったものが私は合わないのではないかと思ひます。そういう質問です。

○事務局 見通しがきくとか街路樹があるところもあるということで、すべての幹線道路が目抜き通りみたいになっている、一直線であるとか、そういうことではないです。不忍通りなどは緩い起伏があったりとか、湾曲といいますか、曲がっているようなところも見られるということで、幹線道路にもそれぞれの特徴があります。そういうものを

生かしていきたいというための基準であります。

○**岸田会長** あと、2つ目の現在の17号と昔の中山道ですか。

○**岡村委員** 現在の17号と中山道は一緒なのですが、それは特別に位置付けるべきだと思うのですが、その辺はいかがでしょうか。

○**岸田会長** これは。どうぞ。

○**小野委員** 17号線だけ特別に位置付ける理由がどういうところになるかということなのですが、例えば17号線に面して、文京区内の他の幹線道路と違って昔ながらの建物が建ち並んでいる幹線道路だということであれば、それは景観として別扱いをして、何か考えていくことはあってもいいのかなと思うのですが、昔のメインの道路であったといっても、現在は他の幹線道路とそんなに大きな変わりがないということであれば、それは同等に扱っていくという考え方です。

○**岡村委員** 1つだけ、すいません。私はそこが違うのではないかと思います。景観の捉え方は、今、実際に見えているというのが大事ですけれども、やっぱり歩いている人も使っている人もその通りが昔はこういう道路だったとか、そういう記憶とか思いとか、そういうのがあって、その道路の位置付けが変わるといことなので、目に見えるものが同じマンションであったり、街路樹があるというだけで評価するというのは違うと思います。これは意見です。

○**小野委員** それは区で推し進めていくというよりは、例えばそこに建ち並んでいる建物の所有者などが、ここは17号線なので昔の歴史を感じさせるようなものをつくっていききたいという合意の基に、建物のデザインから、あるいは街路樹も含めて何か工夫しようではないかという話が出てくれば、それはそれで1つの工夫をしていくというのはありだと思います。

それと、もし現状のままでそういう案内をしていくということであれば、何か案内板等でそういうものをお知らせしていくということかなと思います。

○**岸田会長** ありがとうございました。いかがでしょうか。

○**岡村委員** いいですか、一言だけ。ですから、今の一言で分かるのですが、結局、区の方は行政的に規制誘導することしか頭にないのですね。

以上です。

○**岸田会長** 理想的にはすべてのことに目を向けて、総合的に誘導できればいい訳ですが、実際なかなか難しい面もあるから、ひとつひとつやるということ。

時間も押してきたので、先ほど上田委員から再度のご指摘ではあると思うのですが、実施のプロセス、ちゃんとチェックする配慮ができないかというお話しなのですが、これについては、おそらく計画ができて、その計画をどういう風に実施するかというプロセスに当たるので、それは……。

**○上田委員** 都市計画も別につくるのですか。

**○岸田会長** いや、景観計画の素案で議論し、具体化すればよろしいのではないでしょうか。

**○上田委員** 是非素案に乗っかるようにご検討ください。

**○小野委員** それをどういう風に……。

**○岸田会長** なるかというのも含めて議論すればよろしいのかなと思うのですが、いかがでしょうか。

**○上田委員** ありがとうございます。よろしくお願いします。

**○岸田会長** それでは、予定の時間を過ぎましたが、本当に様々な貴重なご意見をありがとうございました。

来年度、素案を作成する際に、是非いただいたご意見を基にして検討したいと思います。骨子としてはこの内容でまとめたいと、決めたいと思いますがいかがでしょうか。結論でございますが。

**○土田委員** 委員長、1分だけいいですか。

**○岸田会長** どうぞ。

**○土田委員** すいません。骨子の議論の最後だということなので、皆さんの議論がかなり白熱して、ついつい聞き入ってしまって、時間を延長した上にお時間をいただいて申し訳ないのですけれども、2つぐらいあります。1つは景観計画の、先ほどの進行管理という話も係わりますが、法定計画ではあるものの、都市マスにあるような10年、20年といったような計画期間を持っている計画ではないですし、逆に先ほど来議論があるように、歴史が縄文まで遡ってしまうことを考えれば、今、決めようとしている景観計画はかなり恒久的な、計画というよりは理念という風にお考えいただいたほうが、住民の方にも分かりやすくというのはもちろんですけれども、先ほど来、レイヤーの数が8なのか10なのか、それが全体なのか部分なのかという議論もありますが、その辺を、よく言えば理念としてかたく、もっと言えば、ある種のファイリング計画みたいに、柔軟に積層していくような方向、フレキシビリティも持ったような計画として捉えるほ

うが望ましいのかなというがあるので、その辺は少し事務局でご一考いただきたいというのが1点。

あと、骨子という点で気になっている点を一言だけ申し上げると、アウトプットが基準ということになっていて、これは先ほど来、ご意見にもありましたが、要は行政計画として規制誘導をかけるという視点なのか、この「景観とは」というところの文章に書かれているように、景観をまち並み、ないしは区の魅力、心豊かな生活環境を地域の個性とこいつつ、計画の目的は区民、事業者と行政が三者で協働していくためにつくる計画と書いているところが、基準という形で、悪く言うと極端もしくは官僚的、ないしは公権的な言葉で本当に区民の理解を得られるのかどうか。先ほど、小野委員はマナーという言い方をしました。その辺も少し骨子であるのご配慮というか、一度、事務局ベースで検討していただくとうれしいと思っています。そのときに景観計画に求めるものというのが、先ほどの三者が、行政が求めるのは行政が求めるとして、うちは規制をかけたいといえればいいですし、区民の方たちが仮によく分からないながらこれに求めるものは何なのか、はたまたデベロッパー等に代表される景観破壊が顕在化してくる可能性もゼロではないので、彼らが景観計画に求めるとするとどんなものなのかという3つの立場から、ディベート形式でもいいので、その辺を少しご検討いただくというのも、事務局の手法論としてはあるかなと思いました。

すみません、以上です。

**○岸田会長** ありがとうございます。今のご指摘の最初のほうは、チェックのプロセスを議論する中で、やっぱりいらないという結論も場合によっては出るということですよ。恒久的なものであればそう。ただ、その可能性も含めて議論すればいいのではないかと思います。

あと、言葉ですよ。基準にするのかマナーにするか。これは根本的なことなのですよ。

**○土田委員** すみません、今頃ですけれども。

**○岸田会長** 一言、清水委員、この言葉に関してはいかがですか。

**○清水委員** 今はこれは難しいですけれども。今までずっとこれで来てしまっていますので。

**○岸田会長** 住民の方が考える基準でもあると理解したらどうでしょうか。

**○土田委員** そうですね。

○**岸田会長** ということで、本当にいろいろありがとうございました。今日出たご議論、ご意見、骨子に反映できるものがあるかどうかということを含めて、よろしければ私に一任していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「はい」の声あり)

○**岸田会長** お認めいただいたということで、骨子をまとめたいと思います。

それでは、以上で今日の審議は終了させていただきます。本当にありがとうございました。

事務局から連絡事項がありました。

○**事務局** 本日はありがとうございました。景観計画（骨子）としましては、この内容でまとめさせていただきたいと思います。

来年度の予定としましては、骨子を基に、主に第3章の景観形成基準や第4章以降について具体的な内容をご検討いただき、景観計画の素案を作成したいと考えております。

次回の景観審議会は8月頃の開催を予定しており、景観計画の素案の内容についてご議論いただきたいと思いますと考えております。よろしくお願いいたします。

連絡事項は以上です。

○**岸田会長** ありがとうございました。それでは、これで終わりにしたいと思います。

— 了 —